

市人関係資料シリーズ
参考資料第二十二号

町内会、部落会等の
制度に関する法律について

分庁省婦人少年婦人課

佐賀婦人少年室

昭和二十七年四月二十八日、平和條約発効により、町内会、部落会制度の解散を命じた政令十五号は、この日から百八十日を経過した本年十月二十四日限りで失効しました。

従って、町内会、部落会などについては現在、法的には空白で、隣組復活も可能であり、その是非に關して種々世論が起されておりますので、この制度の廃止、解散、政令十五号の失効に關する根拠法律を集録して参考に供します。

昭和二十七年十一月

多摩省婦人少年局婦人課

町内会、部落会等の制度に關する法律について

一、町内会等の廃止及び解散、及び政令十五号の廃止に至るまでの概略

町内会、部落会等の組織と法的に規定したルイは、昭和十五年九月十一日公布の内務省訓令十七号「町内会、町内会等整備要領」で、戦時中適用されてきたが、戦後、同訓令は昭和二十二年一月二十二日公布の内務省訓令十四号により廃止された。その後さらに、同年五月三日政令第十五号「昭和二十一年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴う命令に關する件」に基く町内会、部落会及びその連合会等に関する解散、就張禁止その他行為の制限に關する件」が發令され、従来の町内会、部落会及び隣組はすべて解散された。

しかるにこの政令第十五号は、昭和二十七年四月二十八日平和條約発効に當り、同年四月十一日法律第八十一号「ボツダム宣言の受諾に伴う命令に關する件」の廢止に關する法律」の適用を受け、條約発効の日から百八十日を経過し

長同年十月二十四日を限り廢止となす。

二 關係法律

(一) 部落会町内会等整備手続

部落会 町内会等整備手続 (昭一五、九、一一内務省訓令二七号)

一 目的

ノ隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内在民ヲ組織結合シ、市民實業ノ平穩ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト

ニ、國民ノ道德的鍊成ト精神的團結ヲ圖ルノ基礎組織ヲラシムルコト

ニ、國民ヲ汎ク曰民ニ透徹セシメ、曰政ヲ般ノ円滑ニ運用ニ資セシムルコト

ニ、國民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ統制經濟ノ運用ト曰民生ヲ安定

ト必要ナル機能を發揮セシムルコト

二 組織

一 部落会及町内会

(一) 市町村ノ區域ヲ分チ村落ニハ部落会、市街地ニハ町内会ヲ組織スルコト

ト

(二) 部落会及町内会ノ名稱ハ適宜置ヘルコト

(三) 部落会及町内会ハ區域内全戸ヲ以テ組織スルコト

(四) 部落会及町内会ハ部落又ハ町内在民ヲ基礎トスル地域的組織タルヲ要ス

ニ、市町村ノ補助の下ヲ組織スルコト

(五) 部落会ノ區域ハ行政區ノ他既存ノ部落的團體ノ區域ヲ參照シ地域的

協同活動ヲ爲スニ適當ナル區域トスルコト

(六) 町内会ノ區域ハ原則トシテ都市ノ町若ハ丁目、又ハ行政區ノ區域ニ依

ルコト、但シ土地ノ状況ニ依リ以テ之ヲ變シタルコトヲ得

ルコト

三 附則

(一) 部落会及町内会ニ會長ヲ置テ、之ヲ市長ノ委任ハ地方ノ事情ニ依リて

本ノ履行ニ従イテ又ハ町内住民ノ健康ニシテ他適當ノ方法ニ依ルモ
形式的ニハ數ノトモ市町村長ニ於テ之ヲ遵行乃至指示スルコト

町部務会及町内会ハ以テ之ヲ形質ヲ置キ得ルコト

旧條

(三) 政令第十五号

昭和三十一年政令第十五号ハ、タム、應答ノ文辭に伴ヒ、於テ命令に因
する件に基キ町内会部務会ハ、その連合会並に關シテ解散、就取停止その他
其行爲の制限に關する件、

政令第十五号

第一條 昭和三十一年九月一日以前より昭和三十一年九月一日まで引続き、町
内会部務会又はその連合会の長の職にありたるものは、昭和三十一年五月一
日より起算して四年の期間を満了するまでの間、従前町内会部務会又はそ
の連合会の長の職に在りたる事務を以テ之職に在りしものと主として掌る職
に在りしものとが同一と見做す。

4

昭和三十一年九月一日以前より昭和三十一年九月一日まで引続き町内会
部務会又はその連合会の長の補助職員であつた者（主として單なる勞務に
従事した者を除く。）は、昭和三十一年五月一日より起算して四年の期間の
満了するまでの間、その地域の地域において従前その職務に在りたる事務を掌る職に
就くことができない。

前二項に掲げる者で現にその転に在るものは、遷移なくその転を退かすべし。
ればならぬ。

オ二條 この政令施行の際現に町内会部落会又は他の連合会に属する財産は、
その構成員の多数を以て議決するところにより、遷移なくこれを処分し得
ればならぬ。但し、その処分につきて、規約又は契約に特別の定めあ
るものはその定に従つて処分しなければならぬ。

前項に規定する財産をこの政令施行後ニヶ月以内に同項の規定により処
分されないものは、その期間満了の日において當該町内会部落会又はその
連合会の区域の属する市町村に帰属するものとする。

オ一項の規定により財産処分が議決をおす場合又は前項の規定により市
町村に財産が帰属した場合においてその財産に關し寄附者その他特別の
縁故者がある場合においてはその者の利益について相當の補償又はこれに
類する考慮が払われなければならぬ。

オ三條 官公吏はその職務の執行に關し町内会評議會その他の連合会若しくは隣組又はこれらに類似する団体（以下会、生活協同組合その他名称の如何を問わねり）の組織を利用する目的を以て、これらの団体の長に對して指令を發してはならぬ。

前項の規定に違反した官公吏は、他の法令の規定にかゝらうずこれを退職せしめるものとする。

オ四條 昭和二十一年九月一日以前から昭和二十一年九月一日まで引き続き町内会評議會若しくはその連合会又は隣組の長であつた者は、従前の當該団体の下等組織の構成員又はその所轄地域の住民であつた者に對して如何なる指令も發してはならぬ。但し、昭和二十二年勅令第1号へ公取に關する就取禁止、退職等に關する勅令）により覺書該當者でない旨の確證書の受付を受けて正當に任命又は送達された公取に伴う義務と責任を果すための必要なる指令を發する場合はこの限りでない。

何人も町内会評議會若しくはその連合会又は隣組の長及びその補助員であつた者が前項の規定に違反して従前の支配力に基いて發する如何なる指令にも従う義務はない。

オ五條 配給、金融その他の事項に關し必要は証明で従来法令又は慣習により町内会評議會若しくはその連合会又は隣組の長が行つていたものは、この政令施行後においては、官公署の職員以外の者がこれをしてもその効力を有しない。

オ六條 従前の町内会評議會若しくはその連合会又は隣組の解散後において結成されたこれら類似する団体は昭和二十二年五月三十一日まで解散しなければならぬ。

前項の規定により解散すべき団体で同項に規定する期限までに解散しないものがあるときは、都道府県知事においてその解散を命ずるものとする。

オ七條の規定は、前三項の規定により、解散した団体の財産の処分につ

いてこれを準用する。この場合においては同條一項に「この政令施行の際」とあるのは「解散の際」同條二項中「この政令施行後」とあるのは「解散後」と読み替えるものとする。

オ七條 市民に対する一般的配給に關する業務に従事する者は配給を多くすべき者が特定の組織に加入してはばりことを理由として、その配給を拒んでばならない。

ヤ八條 ヤ四條や一項又は前條の規定に違反した者はこれを一年以下の微役若しくは罰、又は一万五千円以下の罰金に処する。

前項の規定により刑罰に処せられた者は、その現に占める公職を失ひ、又はその判決確定の日から十年間はあらたに公職に就くことができない。オ九條 従前町内会部務会若しくはその連合会又は隣組の言ふだすべの機能、義務又は行爲は、夫々業務の性質に従つて、官公署の当該部局に配分されなければならぬ。連絡事務所等名称の如何を問はず当該部局以外で

これらの業務を行つてゐる事務所があるときは遅くも昭和二十二年五月三十一日までに解散しなければならぬ。又特に口会が承認した場合を除く外、当該事務所の後継の事務所又は組織を設けてはならない。

附 則

この政令は、公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年五月三日

内 務 省

(三) ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件の廢止に關する法律

ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件の廢止に關する法律
(昭和二十七年四月十一日法律第八十一号)

ハ、ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件(昭和二十年勅令ヲ五百四十二号、以下「勅令ヲ五百四十二号」とりう)は、廢止する。

勅令ヲ五百四十二号に基く命令は、別に法律で廢止又は再発に關する措置がなさればいい場合は、この法律施行の日から起算して百八十日

同に限り、法律としての効力を有するものとする。

この法律は、勅令第五百四十二号に基く命令により法律若しくは命令を廃止し、又はこゝらの一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない。

附 則

この法律は、日本口との平和條約の最初の効力發生の日から施行する。

この法律施行のため経過的规定その他この法律の施行に關し必要な事項は政令で定める。